

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	建築物環境衛生管理技術者試験	
担当部局・課	主管部局・課	健康局生活衛生課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	5	生活衛生関係営業の振興等により生活衛生の向上・増進を図ること
	II	建築物衛生の改善及び向上等を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）では、多数の者が利用する建築物の衛生的環境を確保するため、当該建築物の所有者等に対して、建築物環境衛生管理基準の遵守等を義務付けるとともに、厚生労働大臣が交付する免状を有する者のうちから「建築物環境衛生管理技術者」を選任してその維持管理の監督に当たらせることが義務付けられている。</p> <p>当該免状を受けるには、厚生労働大臣が行う建築物環境衛生管理技術者試験に合格することが必要であるが、当該試験の実施については、厚生労働大臣の指定を受けた者（指定試験機関）に委託できるとされている。</p>
関連公益法人名
(財) ビル管理教育センター

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>本試験は、建築物環境衛生管理技術者となる者に対して、建築物の維持管理に関して環境衛生上必要な知識について行う試験であり、建築物衛生法の根幹をなすものである。</p> <p>例年実施している建築物環境衛生管理基準の不適合率の調査によれば、平成 1 6 年度においても、顕著な減少こそ見られないものの目立った増加はなく低水準で推移していることから、本試験は建築物の衛生的環境の確保に一定の成果を挙げていると言える。</p> <p>また、本試験事務を指定試験機関が実施することについては、本来国が実施する試験を公益性・非営利性を満たしている公益法人が法令による基準に基づき公正に行うことにより、行政事務の簡素合理化に資しているものである。</p>
(参考 1) 建築物環境衛生管理基準の不適合率の推移

	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6
浮遊粉じんの量	2. 1%	2. 2%	1. 6%	1. 8%	1. 9%
一酸化炭素含有率	0. 5%	0. 5%	0. 5%	0. 3%	0. 5%
二酸化炭素含有率	7. 5%	8. 2%	9. 0%	8. 5%	10. 6%
温度	8. 2%	9. 7%	9. 2%	10. 4%	10. 0%
相対湿度	28. 0%	30. 8%	32. 9%	34. 6%	36. 5%
気流	1. 0%	1. 2%	1. 1%	0. 9%	1. 2%
水質基準	0. 2%	0. 3%	0. 2%	0. 2%	0. 4%
残留塩素含有率	1. 5%	1. 3%	1. 7%	1. 8%	1. 6%

(参考 2) 建築物環境衛生管理技術者試験の結果の推移

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
受験者数(人)	8,365	9,031	9,709	9,625	9,959
合格者数(人)	1,744	1,445	1,895	947	3,512
合格率(%)	20.8	16.0	19.5	9.8	35.3

評価結果 (事務・事業の必要性)

本試験は、建築物の衛生的環境の確保のために必要なものであることから、引き続き実施することとするとともに、当該事務を効率的に運営する観点から、指定試験機関に委託して行うこととする。

3. 特記事項

--